

割引対象者と証明方法について

- 1 割引制度導入に関して本会議で確認できた事項・発言等
 - (1) 導入について
 - ア ちゅうバスの導入目的から、交通弱者の負担軽減は考慮すべき。
 - イ コミュニティバスは運行すること自体が支援になっているので、運賃の割引は必ずしも前提ではない。
 - ウ 割引がないことで路線バス運賃との逆転現象が起こる事例があると、反発が出る可能性がある。
 - エ 値上げにより収支が改善したとしても、交通弱者が利用しづらくなってしまいうのでは意味がない。
 - (2) 割引対象者
 - ア コミュニティバス導入の目的や路線バス等他事例を参考に、割引対象者は「高齢者」「障がい者」「子ども」が想定される。
 - イ アンケートの結果からも、高齢者のちゅうバスの利用や関心は高いと思われる。
 - ウ シルバーパス制度のない地域では、当然に高齢者割引がない事例も存在する。
 - エ 子どもに対しては、府中市の場合政策的に特別な対応は要しないと思われ、他事例を参考にしていけばよい。
 - (3) 割引額
 - ア 「値上げを行う場合でも、対象者は100円の現行維持とする」という説明は合理的で理解を得られやすいと思われる。
 - (4) 収支関係
 - ア 財政的な影響も考慮する必要がある。
 - イ 今回導入する割引分は、すべて運賃収入の減少により賄う。
(※各種補助制度による補填はない。)
 - ウ 平成25年度決算ベースによる収支シミュレーションによると、基本運賃を150円(均一)又は180円(均一)にしたと仮定して、同様の割引制度(対象者100円)を導入した場合、収支の予測に大きな差はない。
- 2 割引制度の比較
資料3-2により説明
- 3 多摩近隣市の割引制度導入状況
資料3-3により説明